平成２７年（フ）第１００４号
福岡県朝倉郡筑前町朝日973番地１（１―203）
債務者　永留　敬子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４０号
群馬県渋川市北橘町八崎394番地15　ハイツのらくろ102号
債務者　藤井　史恵
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１８号
滋賀県守山市浮気町321番地３駅前東住宅１―102
債務者　伊川　栄二
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　康代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７５２号
大阪市港区三先１丁目２番１号　Ｔ＆Ｔ　ＦＵＫＵＩ　401号
債務者　進野　郁穂
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　純正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５５０号
大阪市東淀川区豊新２丁目９番17―409号
債務者　矢野　孝明
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５８６号
大阪市中央区高津３丁目８番20号　リバティパレス305号
債務者　柿沼　妙子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花房　裕志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８０９号
大阪府枚方市宮之阪３丁目26番５号
債務者　カラオケサロン上月こと歌基地こと上月　秋美
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保敬文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８１９号
大阪市都島区毛馬町２丁目３番９―606号
債務者　渡邊すみれ
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　信二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８３８号
兵庫県西宮市里中町１丁目８番22号
債務者　中川　洋一
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　一隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４２号
兵庫県伊丹市宮ノ前１丁目４番24―713号
債務者　加藤　茂文
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　麻鈴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第９３５号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼５丁目12番１―109号
債務者　荒木　裕幸
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩みゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９３６号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼５丁目12番１―109号
債務者　荒木　勝子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩みゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１９号
大津市陽明町５番13号
債務者　ＳＷＩＮＧこと　清水　政剛
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
大津地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１８２号
函館市千代台町８番25号
債務者　本間　　透
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２７号
岩手県一関市藤沢町徳田字辻道191番地
債務者　千田　文昭
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第５８号
三重県志摩市阿児町鵜方1058番地76　マンション阿児401号
債務者　松村　友彦
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
島根県大田市大田町大田ハ319番地
債務者　高山　綾子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所出雲支部